

第2章 快適生活環境ぎふづくり

第1節 公害対策の推進

1 公害の未然防止

(1) 公害防止計画の推進<環境管理課>

ア 岐阜地域公害防止計画の策定

(ア) 策定の経緯

公害防止計画は、「環境基本法」第17条第1項及び第2項の規定により、現に公害が著しいか又は公害が著しくなるおそれのある地域であって、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難と認められる地域について、知事が策定する公害防止のための総合計画である。

本県においては、岐阜・大垣地域及び東濃地域の9市17町について昭和51年度から5年間を期限とする公害防止計画を策定し、公害防止のための施策を推進してきた。この結果、昭和61年度に岐阜・大垣地域の2市（関市、美濃市）と東濃地域の3市4町（多治見市、瑞浪市、土岐市、可児町、御嵩町、笠原町、山岡町）が、平成8年度に岐阜・大垣地域の10町（川島町、岐南町、笠松町、柳津町、神戸町、安八町、墨俣町、北方町、本巣町、糸貫町）が、平成13年度に同地域の3町（垂井町、池田町、穂積町）が、さらに平成18年度に同地域の2市（大垣市、羽島市）が、それぞれ環境の状況が改善されたとして公害防止計画の策定地域から除外された。

しかし、岐阜地域の岐阜市及び各務原市については、引き続き対策を要することから平成18年度以降も計画を策定し、平成23年度に10年間を期限とする第8期計画を策定した。

表2-2-1 本県における公害防止計画の策定状況
(平成27年3月末現在)

区分	計画期間	計画地域名	対象市
第8期	平成23～平成32年	岐阜	岐阜市、各務原市（2市）

備考) 県環境管理課調べ

(イ) 計画の概要

平成23年度に策定された岐阜地域公害防止計画は、平成24年2月27日付けで行った環境大臣への公害防止対策事業計画案に係る協議を経て、平成24年3月16日付けで、環境大臣の同意を得たものである。

岐阜地域については昭和51年度から、7期35年にわたり公害防止計画が策定され、同計画に基づいて公害防止に関する諸施策が推進されてきたものの、大気汚染、水質汚濁及び騒音について、依然として改善すべき問題が残されていることから、引き続き総合的な公害防止対策を講じていく必要がある。この地域に係る公害防止計画は、旧計画の成果を評価、検討したうえで、国の施策と連携を保ちながら、各種の公害防止施策を総合的、計画的に実施することにより、環境への負荷をできる限り低減するとともに、公害の防止に関する自然環境の保全及び地球環境の保全に係る諸施策を実施すること等により、公害の早急な解決を図り、公害の未然防止の徹底に努め、もって地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する計画として策定されたものである。

本計画では、環境基本計画に定める長期的な目標の達成に資するものであることを踏まえつつ、平成32年度末を目途に未達成の環境基準等を達成維持することを目標として、引き続き対策を推進するものとした。

表2-2-2 岐阜地域公害防止計画の概要

計画の期間	平成23年度から平成32年度までの10年間
計画の対象地域	岐阜市、各務原市（2市）
主要課題	1 伊勢湾に流入する河川の水質汚濁 伊勢湾に流入する河川の水質汚濁を削減し、伊勢湾のCODに係る水質汚濁並びに窒素、りんによる富栄養化の防止を図る。 2 自動車交通騒音 騒音の著しい沿道における自動車交通騒音の防止を図る。 3 地下水汚染 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等による地下水汚染の防止を図る。 4 都市地域における大気汚染 都市地域における大気汚染の防止を図る。

備考) 県環境管理課調べ

表2-2-3 岐阜地域の概況（計画策定時）

地域	面積	人口	製造品出荷額等	主要業種
岐阜地域	290.66 (km ²)	556 (千人)	8,747 (億円)	輸送用機械器具製造業、化学工業

備考) 県環境管理課調べ

(ウ) 主要課題への対応

①伊勢湾に流入する河川の水質汚濁

当地域内の主要河川においてBODの環境基準を達成維持することを目標とする。また、伊勢湾のCOD、全窒素及び全りん的环境基準を達成することを目標として、平成26年度を目標年度とした第七次総量規制削減計画に基づく施策を推進する。平成27年度以降、次期計画が定められた場合は、その計画に基づく施策を推進する。

当地域の河川の水質汚濁負荷量は、生活系及び産業系排水が大半を占めるため、伊勢湾に流入する河川の水質汚濁対策は、生活排水対策を中心とし、これに産業排水対策を併せて進める。

表2-2-4 伊勢湾に流入する河川の水質汚濁に対する主な施策

<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備 (行政人口に占める処理人口の割合： 平成22年度 84.6%→平成32年度 89.7%) ・し尿処理施設の適正な維持管理 ・浄化槽の普及促進等 ・普及啓発・実践活動の促進 (ブルーリバー作戦の推進、河川愛護団体等への支援、「生活排水対策推進計画」の推進) ・法・条例に基づく排水規制の徹底 (排水基準・総量規制基準の遵守についての監視・指導) ・小規模事業場対策 「小規模事業場排水対策推進指導方針」 ・畜産排水対策 ・導水 平常時に流量の少ない河川への導水(境川・新荒田川、荒田川：合わせて2 m³/s)

備考) 県環境管理課調べ

②自動車交通騒音

当地域における今後の主要幹線道路沿道における騒音防止対策は、関係機関と連携しつつ、総合的かつ計画的に推進する。また、各種開発行為による新たな発生交通量に係る騒音の影響を未然防止するため、「環境影響評価法」及び「岐阜県環境影響評価条例」に基づき、環境影響評価を適切に実施し、必要に応じて環境保全対策を講ずる。

これらの施策を行うことにより、すべての道路に面する地域の騒音に係る環境基準を昼夜ともに達成することを目標とする。

表2-2-5 自動車交通騒音に対する主な施策

- ・発生源対策（車両検査・点検の徹底、整備不良車・過積載車両等の取締り強化、低公害車導入の普及促進）
- ・交通管理（交通管制システム等の整備拡充、適正な交通規制の実施、駐車対策）
- ・交通総量抑制対策
- ・道路整備（バイパス等の整備、補正補修等道路の適正管理）
- ・沿道対策（道路交通公害の影響に配慮した計画的土地利用）
- ・その他（面的評価を推進、監視測定体制の整備）

備考) 県環境管理課調べ

③地下水汚染

引き続き、岐阜市においては、テトラクロロエチレン等揮発性有機化合物を使用する事業場における排水処理施設の適正な維持管理を指導し、汚染源がある場合には直接浄化を実施して、汚染源の解消と汚染地区の拡大防止を目指す。

また、各務原市においては、農地における施肥量を削減した状態を維持し、東部の硝酸・亜硝酸性窒素汚染地区が水道資源の集中している西部まで拡大しないように努める。

表2-2-6 地下水汚染に対する主な施策

- ・地下水質の監視（概況調査、モニタリング調査）
- ・汚染確認時の措置（汚染範囲・汚染原因の把握、飲用指導、取扱事業場の指導）
- ・汚染地区対策（モニタリング調査による監視、立入検査等の発生源対策、飲用指導・健康相談等の住民対策、浄化対策、減肥）

備考) 県環境管理課調べ

④都市地域における大気汚染

当地域の大気汚染状況を把握するため、一般環境大気測定局が4局、自動車排出ガス測定局が1局設置され、常時監視が行われている。監視項目のうち二酸化窒素、一酸化炭素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類は、すべての測定局で環境基準を達成しており、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質は、すべての測定局で長期的評価に基づく環境基準を達成している。また、光化学オキシダントについては、すべての測定局で環境基準を達成していない。

これは、全県内の測定局においても同様であるが、光化学オキシダントの原因物質と考えられる窒素酸化物及び炭化水素について排出の抑制に努め、被害発生を未然に防ぐため、緊急時対策を徹底する。また、これらの施策を通じて、長期的には地域内のすべての測定局において環境基準を達成することを目標とするが、当計画期間内においては1時間値が0.12ppmを超過しないことを目標とする。

表2-2-7 都市地域における大気汚染に対する主な施策

- 窒素酸化物対策
- ・固定発生源対策（大気汚染防止法等に基づく規制、発生源監視、コージェネレーションシステムの導入）
 - ・移動発生源対策（バイパス等の道路整備、交通管制システムの整備）
 - ・普及啓発（中小企業制度融資の活用、大気汚染防止月間における取組、アイドリング・ストップ運動）
- 炭化水素対策
- ・固定発生源対策（大気汚染防止法等に基づく規制、発生源監視、コージェネレーションシステムの導入、PRTTR法の推進）
- 光化学オキシダント対策
- ・光化学オキシダントの原因物質と考えられる窒素酸化物及び炭化水素について排出抑制に努める。
 - ・被害発生の未然防止のための緊急時対策として、平成14年6月制定の「岐阜県大気汚染対策要綱」に基づき、大気汚染情報を発令

する等の措置を講ずる。

備考) 県環境管理課調べ

(2) 公害防止管理者<環境管理課>

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」は、産業公害の発生源となる工場の公害防止組織の整備を図り、有効適切な自主管理を行うことにより公害防止を未然に防止することを目的として、昭和46年6月に制定された。

この法律の適用対象となる製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業であって一定規模以上の施設を有する工場については、これを設置している事業者が、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者等を選任し、知事又は市町村長に届け出なければならない（資料10）。

表2-2-8 公害防止管理者等の届出状況

(平成27年3月末現在)

種類		区分	本務者	代理者	
公害防止統括者			452(138)	367(93)	
公害防止主任管理者			12(0)	10(0)	
公害防止管理者	大気関係	第1種	38(1)	26(1)	
		第2種	22(0)	9(1)	
		第3種	22(2)	20(3)	
		第4種	97(7)	76(3)	
	水質関係	第1種	50(0)	30(0)	
		第2種	156(10)	119(11)	
		第3種	5(2)	10(3)	
		第4種	69(6)	57(1)	
	騒音関係			128(128)	70(70)
	粉じん関係			64(5)	45(2)
	振動関係			121(121)	43(43)
	ダイオキシン関係			4(1)	3(1)
	計			776(283)	508(139)
合計			1240(421)	885(232)	

備考) 1 県環境管理課調べ

2 ()内は市町村の処理事務によるもので内数

(3) その他の公害防止対策<企業誘致課>

ア 企業立地の適正化

工場の立地は、地域の環境保全に配慮して適正に行われることが必要である。このため、「工場立地法」に基づき工場適地調査を実施し、「国土利用計画法」「都市計画法」「農業振興地域の整備に関する法律」「森林法」に基づく各種土地利用計画等との整合を図りつつ、環境保全にも配慮し、最も立地条件の良い土地を工場適地として選定し、企業への情報提供を行い、工場の立地誘導を促進した。

この工場適地調査は、県内全域を対象に企業誘致条例、工場立地関係窓口等について毎年調査するA種調査、各地区内の工場適地ごとに土地の状況、輸送施設との関係、用排水関係等について3地区ごとに毎年調査するC種調査からなる。

C種調査は、地区ごとに隔年で実施しており（平成25年度岐阜・可茂・東濃工業地区、平成26年度大垣・中濃・高山工業地区）、その調査結果による工場適地の状況は、表2-2-9のとおりである。なお、B種調査については、平成9年度の調査方法見直しにおいて、ニーズの低い調査項目、他の調査等で把握可能な調査項目を廃止し、必要な調査項目をA種及びC種調査に統合することにより平成10年度から廃止された。従来のB種調査は、都道府県単位で、用地、用水、

輸送施設等の立地条件、気候等の自然条件、主要な産業などの概要について、5年に1回を目安に実施。

表2-2-9 工場適地の概要

地区名	岐阜	大垣	中濃	可茂	東濃	高山	計
適地数	2	1	5	5	2	3	18
適地面積(ha)	49	7	55	309	89	21	530
未立地面積(ha)	35	7	39	152	69	14	316

備考) 県企業誘致課調べ

「工場立地法」は、製造業等に係る工場又は事業場であって、一定規模以上(敷地面積9,000㎡以上又は建築物の建築面積の合計が3,000㎡以上)であるものの新設又は変更をする場合に、原則として工事着工の90日前(短縮申請すれば30日前でも可能)までに届け出ることを義務付けており、工場敷地利用及び工場環境整備等について地域環境の保全を図りつつ適正に行われるよう指導した。工場立地の届出状況は表2-2-10のとおりである。

表2-2-10 工場立地の届出件数の推移

区分	平成24年	平成25年	平成26年
新設(件)	13	14	17
変更(件)	42	49	59
計	55	63	76

備考) 県企業誘致課調べ

工場緑化は、周辺地域の環境を保全し、地域社会と産業活動の融和を図ることに意義がある。県では、国の行うコンクールへの推薦などにより、緑化への啓発、普及に努めている。

2 公害苦情・紛争の適正処理<環境生活政策課、環境管理課>

公害の苦情については、公害苦情相談員及び公害担当職員により、必要な調査、発生源に対する指導、助言を行っている。

公害に関する紛争については、その迅速かつ適正な処理を図るため、「公害紛争処理法」に基づき、国には公害等調整委員会が、都道府県には公害審査会が置かれている。

本県では、「岐阜県公害紛争処理条例」に基づき、13人の委員で構成される岐阜県公害審査会を設置しており、昭和45年度に発足以来、17件の公害紛争を処理している。

表2-2-11 県公害審査会に係属した事件一覧

年	係属件数	紛争の種類
昭和47年	1	悪臭
昭和51年	3	水質、騒音
昭和55年	1	騒音
昭和57年	1	騒音
昭和60年	1	騒音、振動
昭和62年	1	悪臭
平成3年	1	水質、大気
平成6年	1	騒音
平成7年	1	水質
平成13年	1	大気、水質、その他
平成18年	1	水質、土壌
平成21年	1	悪臭
平成24年	1	大気、水質
平成25年	1	悪臭
平成26年	1	騒音
計	17	

備考) 県環境生活政策課調べ

なお、公害苦情件数の状況は、資料11のとおりである。

第2節 健全な水循環の確保

1 汚濁発生源の抑制

(1) 公共用水域の概況<環境管理課>

県内の公共用水域は、伊勢湾に流入する木曾川(長良川、揖斐川を含む。)及び庄内川(土岐川)、三河湾に流入する矢作川、富山湾に流入する神通川(宮川)及び庄川並びに日本海に流入する九頭竜川の6水系に大別され、その概況は表2-2-12のとおりである。

河川は、地域の社会経済活動のみならず日常生活とも密接な関係を持っており、水道、水産、農業、工業、発電用水などとして広範囲に利用されているほか、優れた自然景観、身近な水辺環境を構成する上での重要な要素であり、その水質については極めて高い関心が払われている。

表2-2-12 主要河川水系 (平成27年3月末現在)

水系名	主要河川名	河川数	延長(km)	類型指定河川数	類型指定河川延長(km)
木曾川	木曾川、長良川、揖斐川	298	2,353	35	1,186
庄内川	庄内川(土岐川)	35	178	5	88
矢作川	矢作川	22	108	4	52
神通川	神通川(宮川)	48	479	6	237
庄川	庄川	32	199	1	48
九頭竜川	石徹白川	2	9		
合計		437	3,326	51	1,611

備考) 1 県環境管理課、河川課調べ

2 河川数及び延長は1級河川のみである。

(2) 水質汚濁に係る環境基準<環境管理課>

ア 環境基準の水域類型の指定

水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域における水質汚濁に関する環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として設定されたものであり、諸施策を進める際の行政目標とされるものである(資料12)。

本県における生活環境の保全に係る環境基準の水域類型については、昭和45年9月に木曾川本川を指定して以来、主要な河川や水質汚濁が進行するおそれのある河川等について調査を行い、指定の必要性を検討した上で順次指定を行うとともに、水質改善施策の推進に伴い、水質改善がみられた水域等については、その見直しを行ってきた。

また、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型については、県内では初めて平成21年度に国が木曾川、長良川、揖斐川の3本川7水域について指定した。

県では他の主要河川について平成23年度から順次調査を実施し、類型を指定しており、平成26年度は、木曾川の支川である川上川、落合川、中津川、付知川、阿木川及び中野方川並びに矢作川(矢作ダムより上流)と矢作川の支川である上村川、明智川、阿妻川を生物Aに、土岐川と土岐川の支川である小里川、肥田川、妻木川及び笠原川並びに矢作川(矢作ダムより下流)を生物Bに指定した(資料29)。

イ 公共用水域及び地下水の監視測定

公共用水域及び地下水の水質汚濁状況の常時監視については、「水質汚濁防止法」第16条の規定により、水質測定計画を毎年作成し、これに基づいて水質